

危機管理・生活安全担当

議案第7号

港区客引き行為等の防止に関する条例及び港区暴力団排除条例の
一部を改正する条例について

1 背景

平成30年6月13日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の施行による食品衛生法（昭和22年法律第233号）の一部改正により、実態に応じた営業許可業種への見直しや現行の営業許可業種以外の事業者の届出制の創設が行われ、当該内容は令和3年6月1日から施行されます。

2 改正内容

当該食品衛生法の一部改正により、港区客引き行為等の防止に関する条例及び港区暴力団排除条例において引用している食品衛生法の条項番号が変更されることから、当該条例を一部改正します。

なお、引用している食品衛生法の条文の内容に変更はありません。

3 施行期日

令和3年6月1日